

## 【遠隔手話サービスが開始されました！】

令和元年度より、障がい福祉課では遠隔手話サービスを開始しました。

このサービスは、聴覚に障がいをお持ちの方が、スマートフォンやタブレットを利用してLINEやスカイプからビデオ通話をかけていただくことで、市の専任通訳者と会話できるサービスです（リレーサービスも含まれます）。

少し困った時、自宅や出先からでも手話通訳者に問い合わせができます！

また、災害時など、ファックスでの連絡ができない時にもテレビ電話を通じて安心して会話をすることができます。

ぜひ、郡山市遠隔手話サービス利用規約を御覧になり同意書を提出の上、御利用ください。

### 遠隔手話サービスの豆知識

Q 使用するアプリは？

A LINE か Skype のいずれかです。

Q アプリの費用は必要か？

A 無料のアプリのため必要ありません。

Q OS（オペレーティングシステム）等は何でもよいのか？

A iOS、android、Windows10 等いずれでも Line か Skype が動けば通話できます。

Q 通信費用はどうなるのか？

A それぞれの契約プランによります。Youtube の閲覧のように Wi-Fi 環境が整っていない場合は通信料が発生します。通話料は発生しません。

Q タブレットのお勧めのものはあるか？

A お勧め等はありませんが、セルラータイプといって Wi-Fi だけでなく、外出先での使用もできるタイプが良いと思います。

Q サービス利用時間はどうなるのか？

A 市役所がやっている時間に限られます。（郡山市遠隔手話サービス利用規約をご覧ください。）

## …お知らせ…

### 遠隔手話サービス(テレビ通話)の開始について

令和元年度から、郡山市役所で LINE  や スカイプ  を利用した 遠隔手話サービス(テレビ通話) が始まりました。

市役所への問合せなど、自宅からスマートフォンやタブレットを使って手話で会話ができます。 (利用時間：平日の午前8時30分～午後5時)

利用する際には、登録が必要です。

IDやQRコードを市役所のメールに送っていただければ登録できます。  
また、スマートフォンやタブレットを市役所に持参いただければ、すぐに登録ができます。

ぜひ、御利用ください。



※遠隔手話サービスイメージ



【郡山市障がい福祉課】

FAX 933-2290

TEL 924-2381

Eメール [shougai-shougai@city.koriyama.lg.jp](mailto:shougai-shougai@city.koriyama.lg.jp)

# 郡山市遠隔手話サービス利用規約

郡山市遠隔手話サービスは、下記の条件で実施するものとし、サービスを利用する者は、利用条件に同意したものとします。

## 1 サービスの提供

### (1) サービスの提供日及び提供時間

平日（土・日・祝祭日・年末年始を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとします。

### (2) 手話通訳者

サービスは、郡山市が直接実施するものとし、手話通訳は、郡山市の専任手話通訳者が対応します。

## 2 サービスの内容等

### (1) サービスの内容

このサービスは、耳の聞こえない人とビデオ通話機能を利用して、手話通訳者との通話を提供するものです。

### (2) サービスの提供条件

次に掲げるようなサービスは、提供はできないものとします。

- ① 宗教・政治・商用もしくはそれに類する目的のもの
  - ② おおむね 15 分を超えるものや多頻度の利用のもの
  - ③ 公序良俗に反する内容や違法性が高い内容と郡山市が判断したもの
- これらの状況が続く場合には、利用登録の取消をする場合があります。

## 3 サービスの利用対象者

サービスの利用できる者は、郡山市内に居住し、耳が聞こえないことにより音声による電話の通話ができない者とします。

## 4 サービスの利用登録

サービスを利用しようとする者は、前もって利用登録をしなければなりません。

## 5 サービスの利用料

サービスの利用料は無料とします。ただし、利用者のサービス利用に必要なタブレット・スマートフォン等の通信料は、利用者負担となります。

## 6 サービスに利用するソフトウェア

サービスに利用するソフトウェアは、無料で使用することができる LINE または Skype のいずれか一方を利用登録するものとし、利用者は自分でそれらが使用できる環境を整えるものとします。

## 7 その他

このサービスは、モバイル通信（いわゆる 4 G ・ L T E 通信）等を利用するため通信状況によってはサービスの提供ができない場合があります。また、専任手話通訳者が外出中や直接来課された方の応対等によりサービスの提供ができない場合があります。その他、自然災害等何らかの事情によりサービスが提供されない場合でも一切の責任は負いません。

## 郡山市遠隔手話サービス利用に関する同意書

令和 年 月 日

郡山市障がい福祉課 様

(届出者)

住所

氏名

私は、利用規約を承諾の上、郡山市遠隔手話サービスを利用することに同意します。

1 フリガナ	
2 利用者氏名	
3 生年月日	年 月 日
4 住 所	〒 963 - 郡山市
5 メールアドレス	
6 F A X	
7 使用アプリ の 選 択	LINE <input type="checkbox"/> Skype <input type="checkbox"/> ※いずれかに✓をお願いします。

※ 利用規約は、裏面に記載しています。

※障がい福祉課へ直接提出の場合には、その場で登録しますので使用する端末を御持参ください。

※メールでの提出は以下のアドレスへお願いします。その際に利用者登録のための QR コードの添付と1から7までの項目を記載してください。

メールアドレス：[shougai-shougai@city.koriyama.lg.jp](mailto:shougai-shougai@city.koriyama.lg.jp)